



### 吉岡町の将来のために

## 都市計画決定案の縦覧



都市計画決定案(用途地域、地区計画、特定用途制限地域)の関係図書が縦覧できます。この決定案に意見のある人は、縦覧期間中に意見書に住所・氏名・意見を書いて都市建設室へ提出してください。意見書は、町ホームページからダウンロードするか産業建設課で受け取ってください。

▼決定案の名称  
①吉岡都市計画用途地域の変更(駒寄スマートIC東側周辺地区及び町役場西地区)

②吉岡都市計画地区計画の決定(駒寄スマートIC東周辺地区、前橋伊香保線吉岡バイパス沿線地区、既存商業地地区)  
③吉岡都市計画特定用途制限地域の決定(吉岡地区)

▼縦覧期間(開庁時間)  
11月1日(金)～15日(金)

▼縦覧場所・問い合わせ先  
産業建設課 都市建設室  
☎26・2278(直通)

### 事前にお問い合わせください

## 老朽危険空家の除却工費を補助



老朽化により倒壊などのおそれのある空家を「老朽危険空家」と認定し、除却工費を補助します。老朽危険空家の認定には条件があります。事前にお問い合わせください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼募集戸数 1戸  
(定数になり次第締め切り)

▼対象  
老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

▼補助金額  
除却工費の5分の4(上限額50万円)

▼申請期限 11月29日(金)

▼問い合わせ先  
産業建設課 都市建設室  
☎26・2278(直通)

### 11月12日(火)～25日(月)

## 女性に対する暴力をなくす運動期間



暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力・性犯罪・売春・買春・人身取引・セクシャルハラメント・ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人權を著しく侵害するものです。配偶者からの暴力、人間関係や家庭生活の破たん、生活困窮などさまざまな悩みや心配事について電話相談に応じます。

つらい思いをしている女性

はご相談ください。秘密は厳守します。

▼相談先  
群馬県女性相談センター  
☎027・261・4466

▼相談時間  
月～金：午前9時～午後8時  
土・日・祝：午後1時～5時(年末年始を除く)

※弁護士によるDV等法律電話相談は予約制です。事前に電話でご連絡ください。

▼問い合わせ先  
健康福祉課 ことも福祉室  
☎26・2248(直通)

### 議会を傍聴しませんか

## 町議会12月定例会(予定)



本会議はどなたでも傍聴することができます。ぜひお越しくください。

|          |      |
|----------|------|
| 12月2日(月) | 開会日  |
| 3日(火)    | 一般質問 |
| 4日(水)    | 一般質問 |
| 9日(月)    | 閉会日  |

(討論・表決など)

※変更になる場合があります。

▼議会本会議をインターネット中継します  
本会議の生中継や録画配信を、町議会ホームページから閲覧できます。パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末からも視聴できます。

▼問い合わせ先 議会事務局  
☎26・2283(直通)

## 人事異動のお知らせ (10月1日付)

|               | 異 動 前              | 異 動 後           |
|---------------|--------------------|-----------------|
| 大澤 正弘         | 産業建設課長<br>都市建設室長兼務 | 産業建設課長          |
| 渡部 英之         | 財務課<br>税務室長        | 産業建設課<br>都市建設室長 |
| 岸 小百合         | 健康福祉課<br>保険室長      | 財務課<br>税務室長     |
| 狩野麻理子<br>(昇任) | 健康福祉課              | 健康福祉課<br>保険室長   |
| 新規採用職員        | 配属先                |                 |
| 諸岡 順子         | 健康福祉課              |                 |
| 小手田めぐみ        | 健康福祉課              |                 |
| 塚本 結芽         | 総務政策課              |                 |

## 吉岡町 「まち自慢」フォトコンテスト

テーマ まち自慢～吉岡町の魅力再発見～

自然、名所などの風景や各種イベント、日常の何気ない一枚など、「まちの魅力」を表現した写真を募集します。



平成30年度入賞作品  
「エコー写真」

締め切り

令和2年  
1月31日(金)必着

問い合わせ先

総務政策課 政策室  
☎26-2241(直通)

詳しくは  
こちら→



## 納付額全額が社会保険料控除の対象です 国民年金保険料

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納した保険料も含まれます。また、本人の保険料だけではなく、扶養者(配偶者や子など)の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

### 社会保険料控除を 受けるには

年末調整や確定申告を行うときに、保険料の納付を証明する書類の添付が必要です。平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届きます。申告書を提出するときは必ず証明書または領収証書を添付してください。

※令和元年10月1日から12月31日までの間に今年初めて保険料を納付した人へは、翌年の2月上旬に届きます。  
税法上有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようにしましょう。

### 11月30日は「年金の日」

「ねんきんネット」でいつでも自分の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、年金記録をもとにさまざまなパターンの試算ができます。未来の生活設計について考えてみませんか。詳しくはお問い合わせください。

### ▼問い合わせ先

波川年金事務所 国民年金課  
☎22・1607

